

令和4年度
日本薬剤師会

薬剤師資格証発行に係る実務説明会

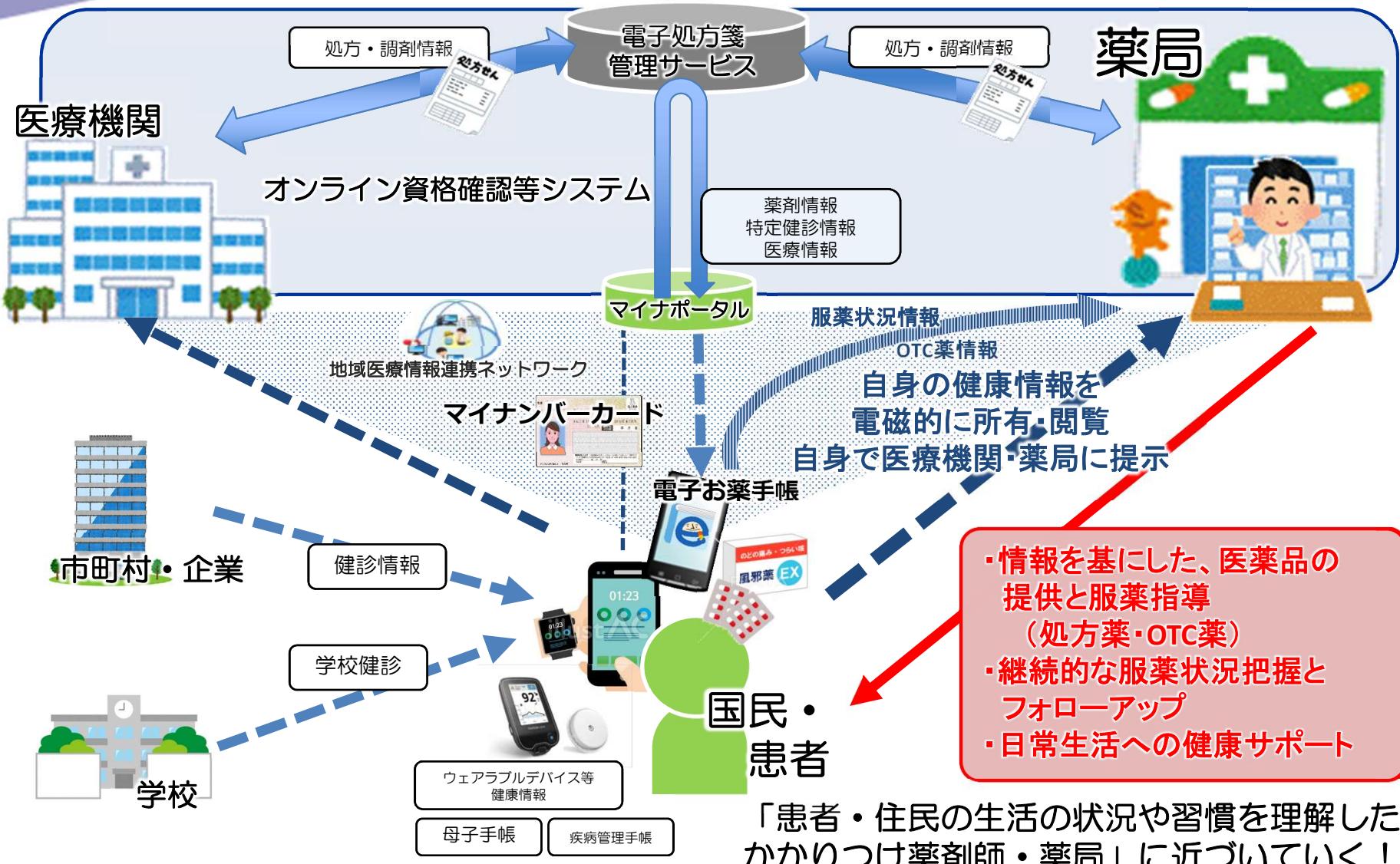
医療ICTの全体概要

令和4年9月14日（水）

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved.

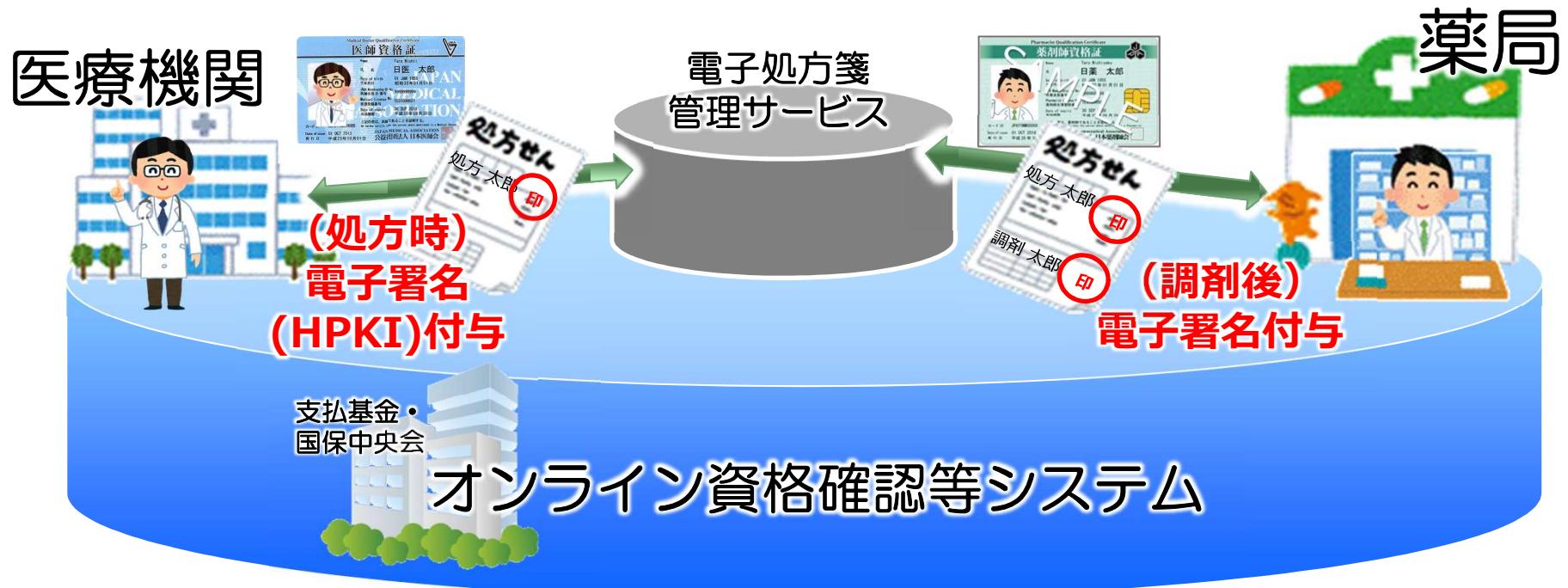


保健医療情報およびPHRの利活用による より質の高い服薬管理の提供（概念図）



1. 電子処方箋を応需するための環境
2. オンライン資格確認の導入について
3. 電子処方箋について
4. 薬剤師資格証（HPKI）について

1. 電子処方箋を応需するための環境



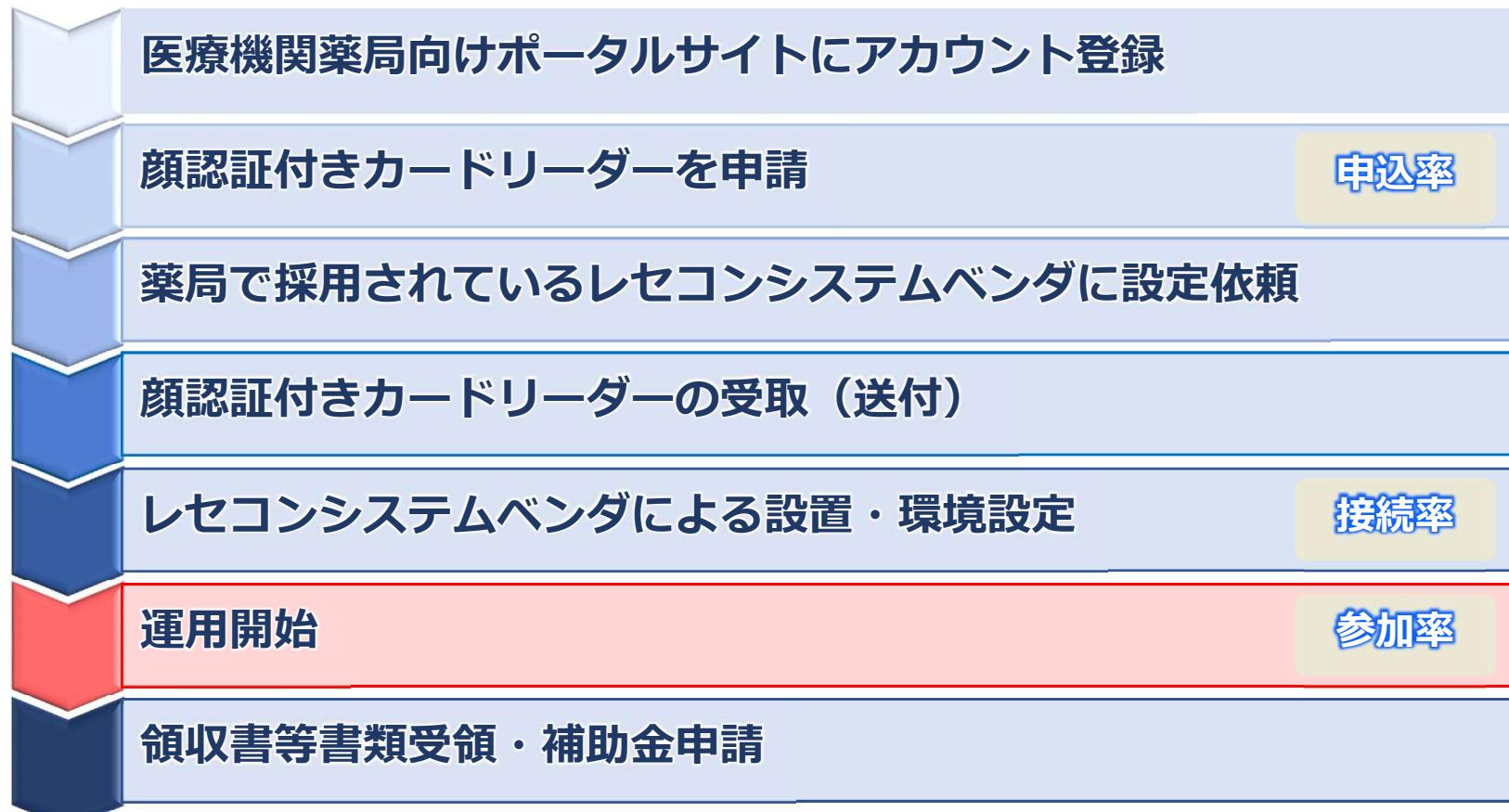
必要な環境

- ・オンライン資格確認の導入・運用
- ・薬剤師資格証(HPKI)の取得

2. オンライン資格確認の導入について-① (手順)

電子処方箋管理サービスは、オンライン資格確認等システムの基盤を活用したものになります。従って、まず最初に、オンライン資格確認等システムを、薬局で稼働させておく必要があります。

※2023年の4月からは保険医療機関・薬局におけるシステム導入が原則的に義務化となります。



2. オンライン資格確認の導入について-② (現状) -1

1. 顔認証付きカードリーダー申込数

160,716施設(70.0%) / 229,758施設

※義務化対象施設に対する割合 : **75.5%**

2. 準備完了施設数 (カードリーダー申込数の内数)

76,561施設(33.3%) / 229,758施設

※義務化対象施設に対する割合 : **36.0%**

3. 運用開始施設数 (準備完了施設数の内数)

64,965施設(28.3%) / 229,758施設

※義務化対象施設に対する割合 : **30.5%**

(2022/9/4時点)

	全施設数に対する割合	義務化対象施設に対する割合
病院	86.0%	86.3%
医科診療所	60.9%	65.6%
歯科診療所	64.0%	72.6%
薬局	87.9%	91.0%

	参考:全施設数
病院	8,191
医科診療所	89,640
歯科診療所	70,615
薬局	61,312

	全施設数に対する割合	義務化対象施設に対する割合
病院	50.3%	50.5%
医科診療所	23.6%	25.4%
歯科診療所	24.5%	27.8%
薬局	55.5%	57.4%

	全施設数に対する割合	義務化対象施設に対する割合
病院	44.7%	44.9%
医科診療所	19.1%	20.6%
歯科診療所	20.0%	22.7%
薬局	49.0%	50.7%

注) 義務化対象施設数は、社会保険診療報酬支払基金にレセプト請求している医療機関・薬局の合計 (212,771施設)
(紙媒体による請求を行っている施設を除く)

厚生労働省資料

(参考) レセプトの請求状況

○ 診療報酬の請求については、電子請求（オンラインでの請求又は光ディスクでの請求）が義務付けられているが、

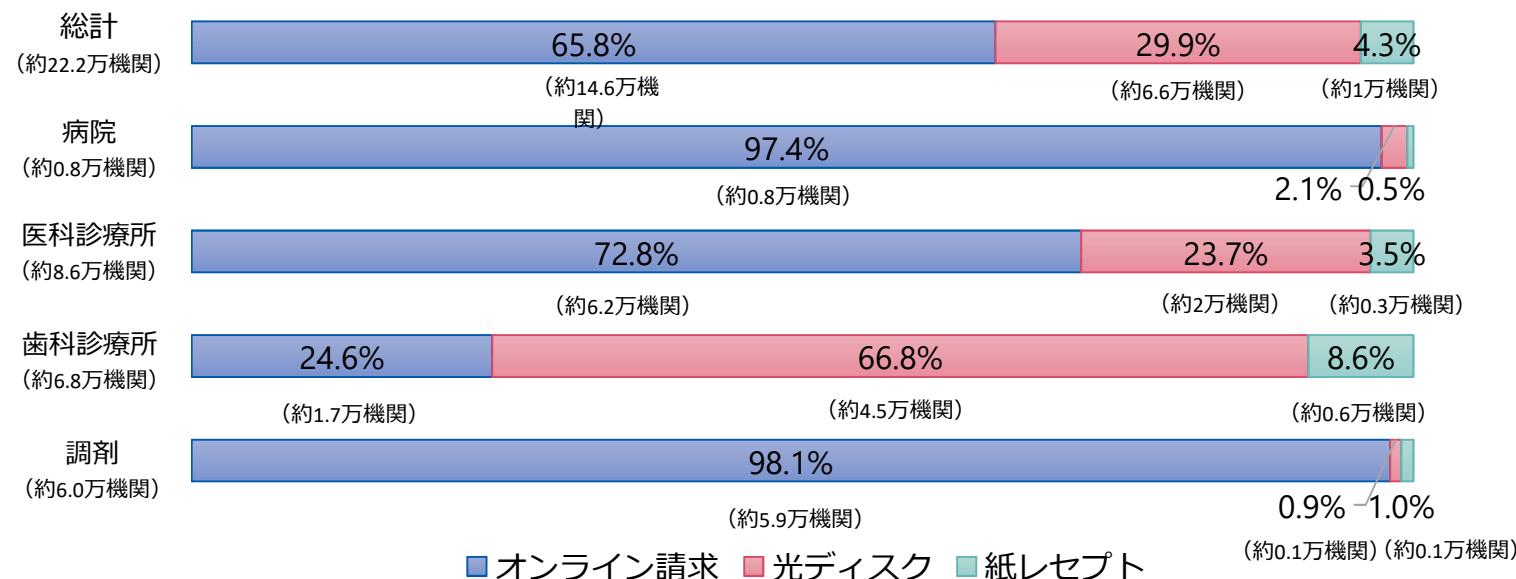
①手書きでレセプトを作成している医療機関・薬局や

②電子請求の義務化時点で65歳以上の医師等※の医療機関・薬局 ※現時点で75歳以上程度

については、当該義務の例外として紙レセプトでの請求が認められている。

⇒ 現在、全医療機関・薬局のうち約66%はオンラインでの請求、約30%は光ディスクでの請求、約4%は紙での請求。

【レセプトの請求状況】



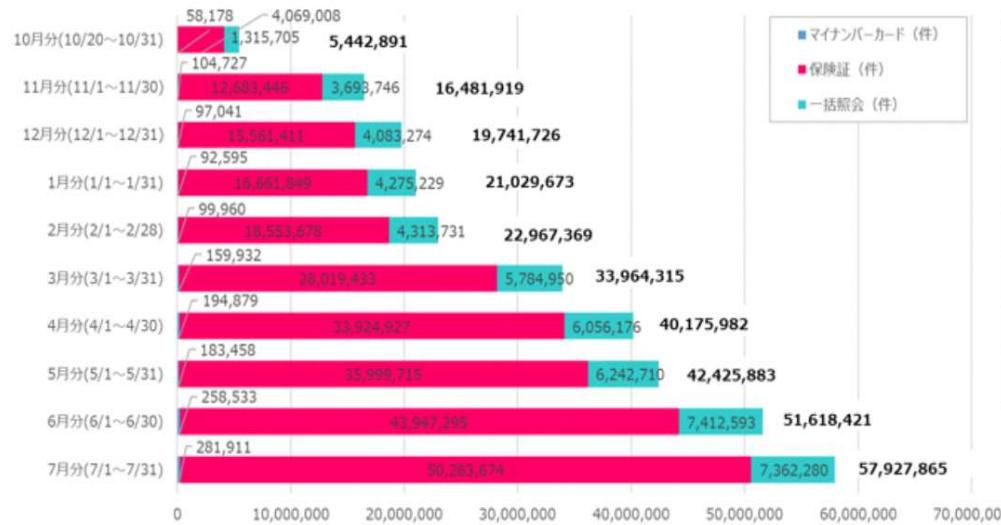
※四捨五入等の関係上、合計が不一致の場合がある。施設数はレセプト請求機関ベース、令和4年3月時点。

2. オンライン資格確認の導入について-② (現状) -2

■運用開始施設における資格確認の利用件数

※ 一括照会：医療機関等が事前に予約患者の保険資格が有効かどうか等、オンライン資格確認等システムに一括して照会すること

期間	合計（件）	マイナンバー カード（件）	保険証（件）	一括照会（件）
10月分(10/20～10/31)	5,442,891	58,178	4,069,008	1,315,705
11月分(11/1～11/30)	16,481,919	104,727	12,683,446	3,693,746
12月分(12/1～12/31)	19,741,726	97,041	15,561,411	4,083,274
1月分(1/1～1/31)	21,029,673	92,595	16,661,849	4,275,229
2月分(2/1～2/28)	22,967,369	99,960	18,553,678	4,313,731
3月分(3/1～3/31)	33,964,315	159,932	28,019,433	5,784,950
4月分(4/1～4/30)	40,175,982	194,879	33,924,927	6,056,176
5月分(5/1～5/31)	42,425,883	183,458	35,999,715	6,242,710
6月分(6/1～6/30)	51,618,421	258,533	43,947,295	7,412,593
7月分(7/1～7/31)	57,927,865	281,911	50,283,674	7,362,280
総計	311,776,044	1,531,214	259,704,436	50,540,394



厚生労働省資料

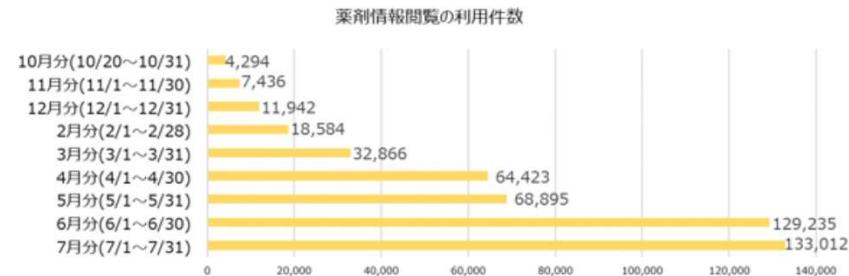
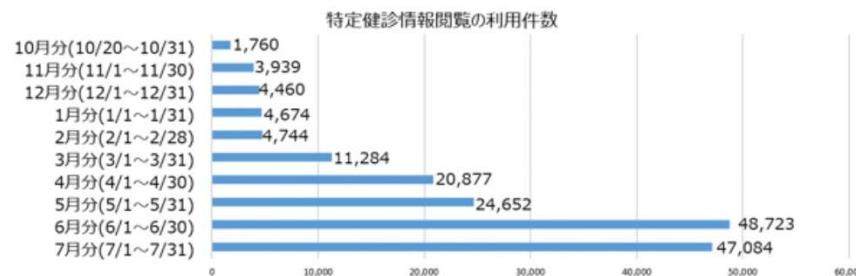
2. オンライン資格確認の導入について-② (現状) - 3

■特定健診等情報・薬剤情報の利用件数 ※マイナンバーカードを持参した患者で特定健診等情報、薬剤情報の閲覧に同意をし、医療機関・薬局が利用した件数

期間	特定健診等情報（件）	薬剤情報（件）
10月分(10/20～10/31)	1,760	4,294
11月分(11/1～11/30)	3,939	7,436
12月分(12/1～12/31)	4,460	11,942
1月分(1/1～1/31)	4,674	13,630
2月分(2/1～2/28)	4,744	18,584
3月分(3/1～3/31)	11,284	32,866
4月分(4/1～4/30)	20,877	64,423
5月分(5/1～5/31)	24,652	68,895
6月分(6/1～6/30)	48,723	129,235
7月分(7/1～7/31)	47,084	133,012
総計	172,197	484,317

【7月分の内訳】

	特定健診等情報（件）	薬剤情報（件）
病院	3,835	9,948
医科診療所	8,308	39,729
歯科診療所	4,277	8,741
薬局	30,664	74,594
総計	47,084	133,012



■マイナポータルでの特定健診等情報・薬剤情報の閲覧件数

期間	特定健診等情報（件）	薬剤情報（件）
10月分(10/21～10/31)	4,655	8,760
11月分(11/1～11/30)	9,985	20,656
12月分(12/1～12/31)	7,698	18,174
1月分(1/1～1/31)	11,919	29,407
2月分(2/1～2/28)	12,097	35,403
3月分(3/1～3/31)	11,087	35,564
4月分(4/1～4/30)	7,843	23,723
5月分(5/1～5/31)	7,126	23,364
6月分(6/1～6/30)	8,548	34,608
7月分(7/1～7/31)	10,679	68,238
総計	91,637	297,897

厚生労働省資料

2. オンライン資格確認の導入について-③ (補助金の見直し)

医療情報化支援基金による医療機関・薬局への補助の見直し

- 顔認証付きカードリーダーは、医療機関・薬局に無償提供（病院3台まで、診療所等1台）
- それ以外の費用は、補助を拡充^{※1}（病院向けに補助上限の引上げ・診療所等向けに定額補助の実施）

※1 オンライン資格確認の導入を原則として義務化することに伴い、閣議決定を行った令和4年6月7日から令和4年12月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込むとともに、令和5年2月末までにシステム事業者との契約を結んだ医療機関・薬局を対象（上記申込期限は最も遅いケースであり、医療機関等はより早期の申込や契約が必要。）
(従前どおり、令和5年3月末までに事業完了、同年6月末までに交付申請が必要)

顔認証付きカードリーダーの申込時期	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所・薬局 (大型チェーン薬局以外)
顔認証付きカードリーダー提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の費用の補助内容	①令和3年4月～令和4年6月6日	1台導入する場合 105万円を上限に補助 ※事業額の210.1万円を上限に、その1/2を補助	2台導入する場合 100.1万円を上限に補助 ※事業額の200.2万円を上限に、その1/2を補助	3台導入する場合 95.1万円を上限に補助 ※事業額の190.3万円を上限に、その1/2を補助	21.4万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限に、その1/2を補助
	②令和4年6月7日～	210.1万円 を上限に補助 ※事業額の420.2万円を上限に、その1/2を補助	200.2万円 を上限に補助 ※事業額の400.4万円を上限に、その1/2を補助	190.3万円 を上限に補助 ※事業額の380.6万円を上限に、その1/2を補助	同上 基準とする事業額42.9万円を上限に 実費補助

※ その他の費用：(1)マイナンバーカードの読み取り・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等。

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

※ 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局については上限額まで実費を補助する特例を実施

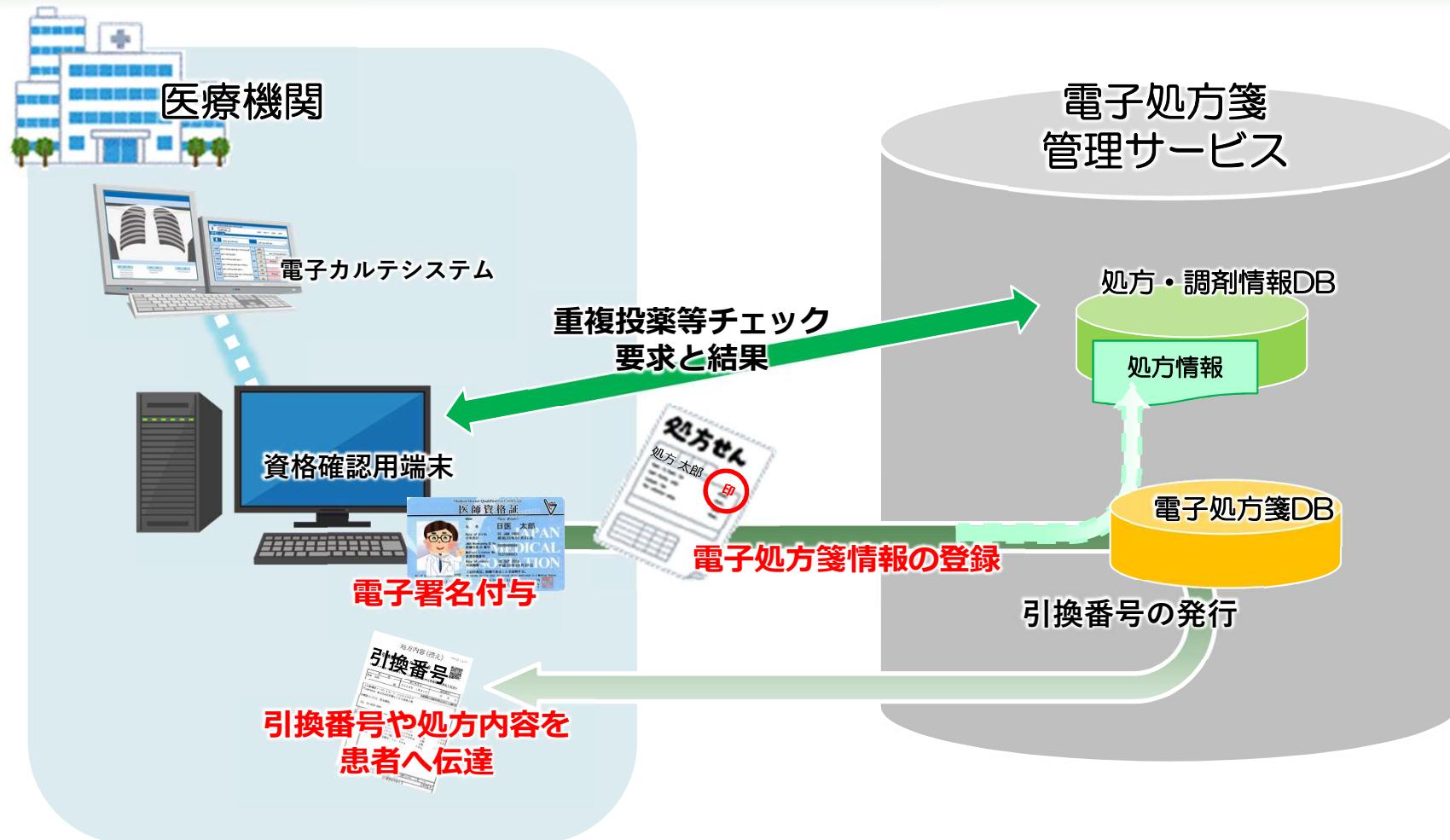
※ ①の期間にカードリーダーを申し込んだ施設において、オンライン資格確認の運用が進んでいない状況に鑑み、迅速な運用を促進する観点から、令和4年6月7日から令和5年1月末までに運用開始した施設については、別途の補助を実施する（補助金交付済の施設を除く。別途の補助の内容は、①と②の差額とする）。

※ 補助の見直しについて。病院：過半数以上の病院が事業額の上限を超過していることを踏まえ、現行の補助上限額を見直し（補助率は1/2を維持）。診療所・薬局（大型チェーン薬局以外）：経営規模を踏まえ、実費補助とする。

大型チェーン薬局：補助基準内にほぼ収まっていることから、現状を維持。

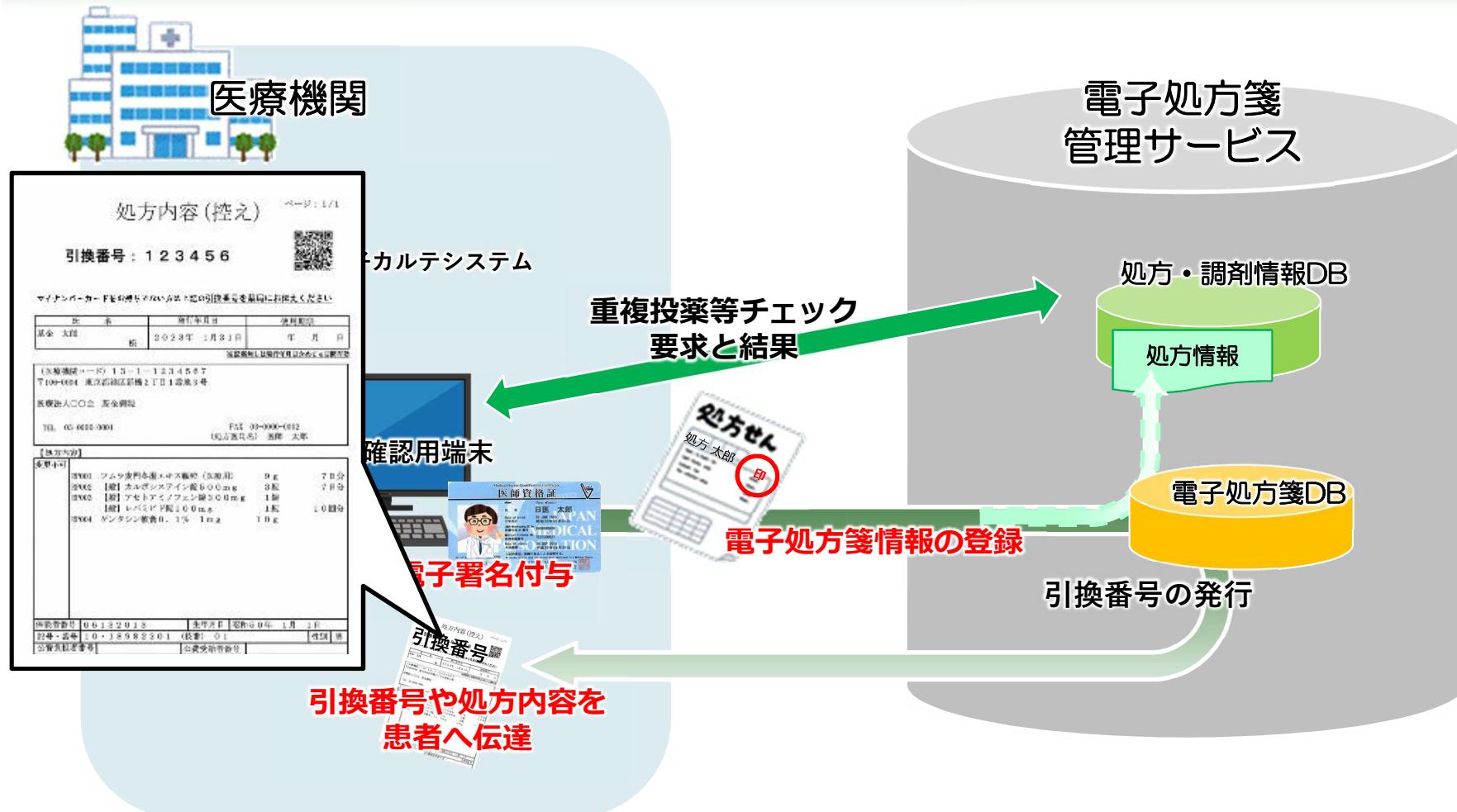
3. 電子処方箋について-① (発行時の流れ)

電子処方箋が発行される時のデータの流れ



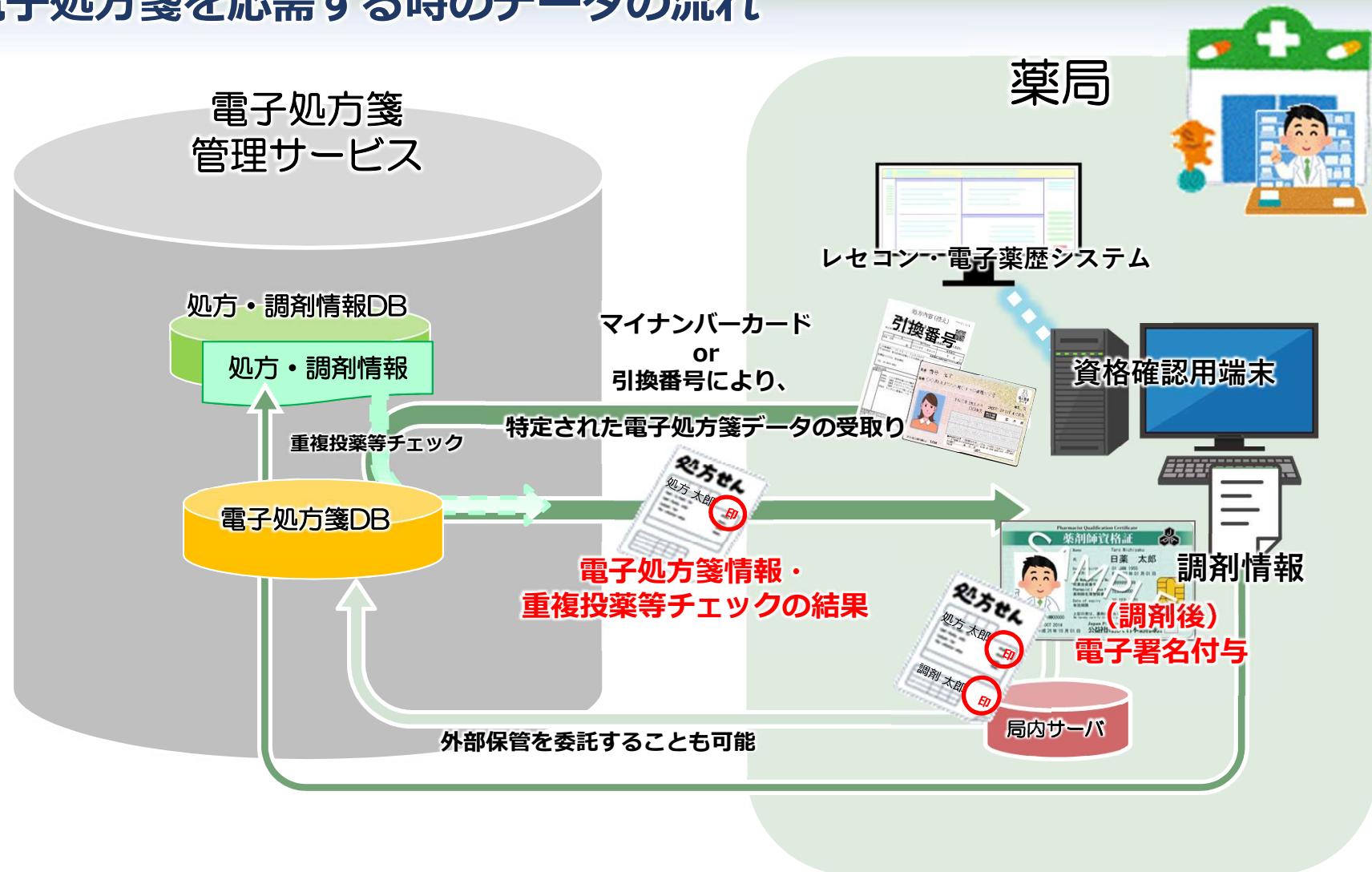
3. 電子処方箋について-① (発行時の流れ)

電子処方箋が発行される時のデータの流れ

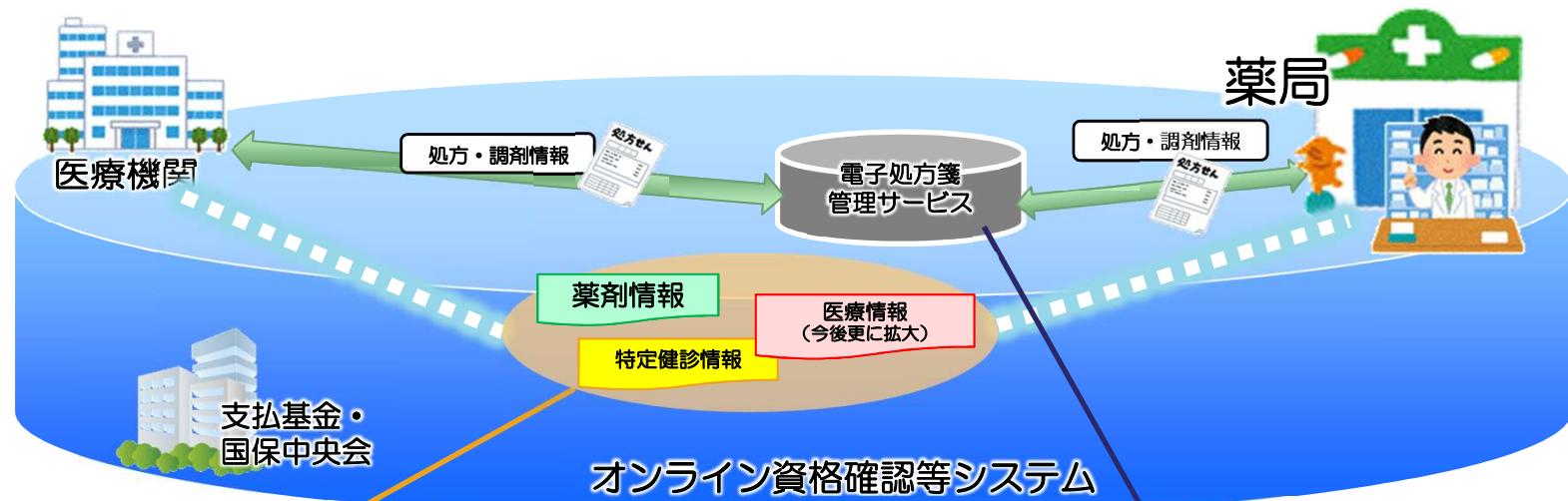


3. 電子処方箋について-② (応需時の流れ)

電子処方箋を応需する時のデータの流れ



3. 電子処方箋について-③ (各データの内容と連携)



レセプトデータ

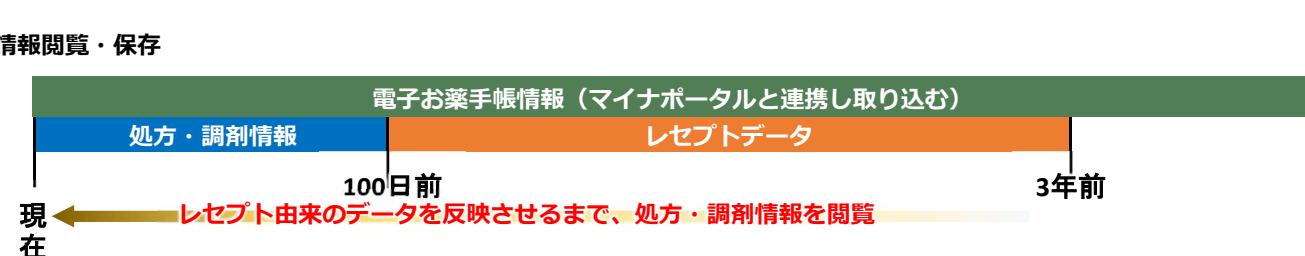
医療機関・薬局からレセプト請求されたデータ
レセプトから抽出した情報（3年分）であり、1ヶ月ほどの**タイムラグ**が生じる。
レセプトデータであるため、薬剤情報においては、院内で使用した薬剤も閲覧が可能。**入院中や退院時処方**等、お薬手帳を補うことも期待。
また特定健診情報に加え診療情報（受診歴、画像・病理診断がなされた記録等）も閲覧可能。（毎月11日に更新）

電子処方箋管理サービスのデータ

電子処方箋に対応する医療機関・薬局において、処方時・調剤時に生成させる**リアルタイム**のデータ
発行される処方箋の内容に係る情報であるため、院内で使用された医薬品は反映されない。



国民・患者
(医療機関・薬局による情報閲覧)



3. 電子処方箋について-④ (補助)

医療機関・薬局が電子処方箋管理サービスを導入する場合の補助について

◆令和5年3月31日までに電子処方箋管理サービスを導入した医療機関・薬局

	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外)
補助内容	162.2万円を上限に補助 (事業額の486.6万円を上限にその1/3を補助)	108.6万円を上限に補助 (事業額の325.9万円を上限にその1/3を補助)	9.7万円を上限に補助 (事業額の38.7万円を上限にその1/4を補助)	19.4万円を上限に補助 (事業額の38.7万円を上限にその1/2を補助)

※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額。

◆令和5年4月1日以降に電子処方箋管理サービスを導入した医療機関・薬局

	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外)
補助内容	121.7万円を上限に補助 (事業額の486.6万円を上限にその1/4を補助)	81.5万円を上限に補助 (事業額の325.9万円を上限にその1/4を補助)	7.7万円を上限に補助 (事業額の38.7万円を上限にその1/5を補助)	12.9万円を上限に補助 (事業額の38.7万円を上限にその1/3を補助)

※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額。

◆補助金の申請開始

令和5年2月以降を予定しています。

◆補助金の申請条件・手続き等

補助金申請の前提となる条件や具体的な手続き等は決定次第、医療機関等向けポータルサイトにてお知らせします。

「医療提供体制設備整備交付金の実施について(薬生総発0630第1号)」別添にて発布(令和4年6月30日)

4. 薬剤師資格証（HPKI）について-①（概要）



薬剤師資格証は、「薬剤師」であることを、現実社会と電子社会で証明するための身分証です。電子社会において薬剤師という国家資格者である「個」を「認証」し、「署名」するものです。

紙の処方箋に
調剤済み印
押しますよね？



処方箋が電子になった場合、
その印鑑に対応するのが
電子署名の機能です。

- HPKIには、「医師」や「薬剤師」といった資格が含まれています。その資格に応じて、医師であれば処方箋の発行、薬剤師であれば調剤済み印の押印、といった資格に紐づいた用途に使用します。

『薬剤師資格証』は日本薬剤師会が発行するHPKIカードで、券面に写真を含めた資格証を印刷していることで、資格情報の目視的な提示も可能になっています。

4. 薬剤師資格証（HPKI）について-② (HPKIセカンド電子証明書の提供開始について)

2022年8月31日

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般財団法人 医療情報システム開発センター

HPKIの利便性向上に向けた HPKIセカンド電子証明書の提供開始について

電子処方箋など、医療現場において HPKI をより使いやすくするため、『HPKI セカンド電子証明書』の提供を開始することにしましたのでお知らせします。

日本医師会、日本薬剤師会、医療情報システム開発センターは、厚生労働省が施設として普及を進めている「保健医療福祉分野 PKI 認証局（Healthcare Public Key Infrastructure 認証局）」（以下、HPKI 認証局）を運営しています。

各 HPKI 認証局は、電子的な身分証明書である「HPKI 電子証明書」を発行し、その HPKI 電子証明書を格納した IC カード（以下、HPKI カード）を、それぞれ『医師資格証』、『薬剤師資格証』、『HPKI 資格証』という名称で提供しています。

これらの HPKI カードを用いることで、医師や薬剤師等の医療分野国家資格を電子的に証明できる「HPKI 電子署名」を行うことができます。

しかし、カード型であることから、HPKI 電子署名を実施しようとする全ての端末（電子カルテ等）にカードリーダーが必要なことや破損・紛失時に業務が滞ることなどが指摘されていました。

これらの指摘に対して、HPKI 認証局の運営団体として検討を重ねた結果、この度、HPKI 電子証明書を HPKI カードだけでなく、セキュアなクラウド上にも格納することで、HPKI カードを用いなくても HPKI 電子署名を行うことができ、「HPKI 電子証明書管理サービス」を 3 団体共同で開発し、本年 12 月から運用を開始することとしました。

現在、HPKI認証局を運用している団体が連名で文書発出

※「HPKI電子証明書管理サービス」を3団体共同で開発

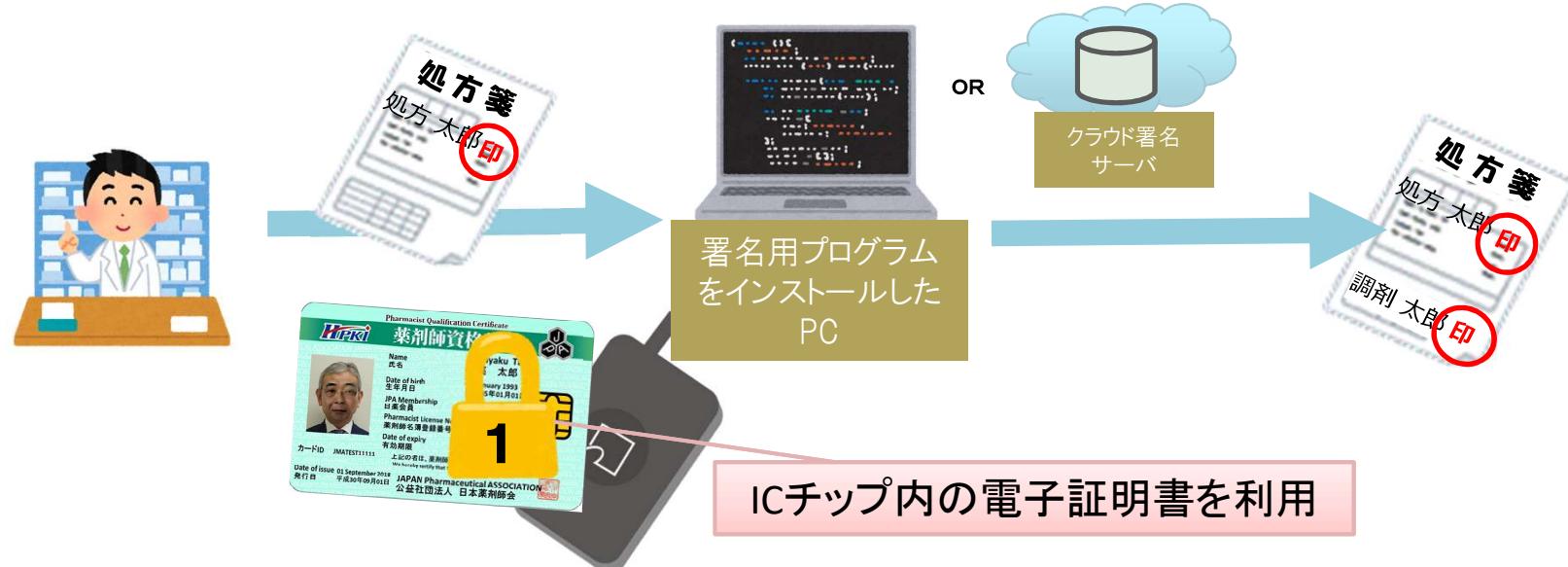
HPKIカードを用いることで、医師や薬剤師の医療分野国家資格を電子的に証明できる「HPKI電子署名」を行う。

しかし、カード型であることから、
・電子署名を実施しようとする全ての端末（電子カルテ等）にカードリーダーが必要
・破損・紛失時に業務が滞る

「HPKIセカンド電子証明書」の提供

4. 薬剤師資格証（HPKI）について-③ (2つの電子証明書の利用方法)

薬剤師資格証を利用する



セカンド電子証明書を利用する

